

亀山市告示第171号

亀山市亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) [2 略] <u>(失効)</u> <u>3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 (経過措置) [2 略] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。